

新訂増補 国史大系『令集解』の  
 改版に伴う異同について

橋 本 久

わが国の律令法を研究する上で、最も基本的な史料の一つである『令集解』は、成立以来、明治維新に至るまで、長らく写本として伝えられてきた。維新直後、王政復古の一大潮流の中で、明治五年（一八七二）正月に石川介の校印になる三三冊本が、最初の刊本として東京で発行された。この書は、明治年間に大いに普及したようである。

明治前半期には、現行法的性格を大いに帯びた律令法も、西欧法の本格的な継受に伴い、再び歴史的な過去の法としての位置に落ち着き、歴史学の研究対象と化する。この時にあたり、三浦周行博士が『校訂令集解』二冊本を、第一は大正元年（一九一二年）八月に、第二は大正二年（一九一三年）九月に国書刊行会

より刊行された（まもなく合本され一冊本の体裁となる）。三浦博士のもとでの校訂作業はなおも続けられるが、その成果の一端として、昭和六年（一九三二）三月に『新註皇学叢書』第二巻として、三浦周行・瀧川政次郎『令集解』が刊行された（同年四月に『定令集解釈義』として解題・本文は全く同一で、同じく内外書籍より刊行）。

これらの刊本の後を承けて、新たに田中忠三郎氏所蔵本を底本として、黒板勝美・昌夫、さらに坂本太郎博士らにより校訂されて成ったのが、『新訂増補国史大系』第二十三巻・第二十四巻の『令集解』前・後二冊本であり、前篇は昭和十八年（一九四三）十二月、後篇は昭和三十年（一九五五）三月に刊行された（その

後、普及版として、前・中・後三冊本が刊行されている。この

の国史大系本が、現在では最も信頼に値するテキストとして広く用いられていることは、今更述べるまでもなからう。

資

ところで、この『<sup>増補</sup>新訂国史大系』は全六十六冊の完成記念版として、昭和三十九年（一九六四）七月以来、再刊され、『令集解』も前篇が昭和四十一年（一九六〇）二月に、後篇が同年十一月に刊行され、その後、普及版として四冊本も刊行されている。

ちょうど、この完成記念版の刊行前後に、京都大学大学院法学研究科における森鹿三教授の東洋法史演習では『令集解』の輪読を行ない、そこでのいくつかの成果は京都大学令集解研究会として、すでに報告された通りである。私たちはいずれも国史大系本の初版もしくはその普及版を用いていたが、新しい参加者が完成記念版を使用するに至って、一部に齟齬が生ずることに気付いた。

しかし、大学紛争・就職等々と続いた雑事に紛れ、いつしか失念しているうちに、はからずも今年五月以来、関西大学東西学術研究所の令集解輪読会に参加させて頂き、再び国史大系本に目を通していううちに、またも若い院生・学生諸君たちの用いる普及版との間に一、二の齟齬が生じた。このために、私たちの用いてきたテキストとの間の異同を、一度は明らかにして

おく必要があると考えた次第である。

殊に、私たちは京都大学令集解研究会の中で、国史大系本と国書刊行会本および釈義本との対校をたえず行ないつつ読んできたこと、また関西大学での輪読会においても諸写本との対校が水本浩典氏を中心に併行して進められていることから、テキストとしての国史大系本の一字一句もゆるがせにはできなくなっている。

本来は、完成版が作られた際の修正箇所が明示されていれば、このような作業は不要である。可能であれば、このメモの誤りを正す意味でも、何らかの機会に提示して頂ければ、と願う次第である。

また、国史大系本のような基本的テキストについては、刊行時に改版・改刷の経過を明記して頂けぬであろうかとも望む次第でもある。（一九七九・一一）

## 凡 例

1 旧版は、一九四三年版（前篇）・一九五五年版（後篇）を指すが、作業には同版による普及版（一九六四年版）を用いた。

新版は、一九六六年版（完成記念版）を指すが、これも普及版（一九七〇年版）を用いた。いずれも普及版の疑点は原版に

頁	行	旧版		新版	
		本文	頭註	本文	頭註
八	五	散位身材劣弱。	材、義。解。作。才	(同上)	材、選。叙。令。作。才
八	六	不堪蠶務者。	蠶、義。解。作。理	(同上)	蠶、同上作理
三五	六 a	但行事稽失者入 <sub>二</sub> 札判之 <sub>一</sub> 耳。	(ナシ)	但行事稽失者入 <sub>二</sub> 札判之 <sub>一</sub> 耳。	勾、恐當作句、下同
ク	六 a   a	行事稽失並約。此勾。		行事稽失並約。此勾。	
ク	六 b	皆約。此勾。也。		皆約。此勾。也。	
四五	四 a	龍朕聖。讓說彥行。震。驚。朕師。		龍朕聖。讓說彥行。震。驚。朕	

戻り確かめた。

2 本文の行数は、大字を一行とし、細字双行は各行内の右を

a、左をbとする。書入など微細字で一行ないし数行にわたるときは全体を大字一行にみなし、右より a・b・c……の如く名付ける(京都大学令集解研究会での用例に基づく)。

3 原則として、読法上、解釈上に変化を生ずる場合のみをとりあげる。

したがって、原版の単なる磨耗や印刷上生じた句読点や返点などの薄れたものはとりあげない。

また、単なる活字の転倒の補正(例、一頁二行目頭註の「雫」↓「第」、あるいは句読点の薄れたものを新たに打ち直した)場合もとりあげない。

4 旧版利用者の便宜を旨とするため、旧版の異同箇所を上欄に置いた。

5 提示した語句の右側の○・●は異同箇所を示し、●は欠けていることを示す。語句の左側の●は原文のままである。

6 本稿はあくまで異同箇所の例示たるにすぎず、校訂者からの正式な校訂箇所の提示をまつこととしたい。

四五	四b	言我疾。讒說絕君子之行。而動驚我衆。	師。	言我疾。讒說絕君子之行。而動驚我衆。	並民詩、正義无、恐衍
四六	一b	引无長官次官考。	王之喉舌。	王之喉舌。	
〃	三a	准此文等爲證。	爲職掌之外注加故也。	爲職掌之外注加故也。	
〃	三a	爲職掌之外注加故也。	々成則錫車服。	々成則錫車服。	錫、尙書注作賜
五〇	八a	行公文皆印事狀物數及年月日。并署縫處。鈴傳符尅數者。	問。	行公文皆印事狀物數及年月日。并署縫處。鈴傳符尅數者。	
五二	二a	小屬二人。	少屬二人。	小屬二人。	
五七	八b	侍從說卿注訖也。	侍從說卿注訖也。	侍從說卿注訖也。	
六二	六a	辨其地域而爲之河圖。	辨其地域而爲之河圖。	辨其地域而爲之河圖。	地、周禮作兆○河、周禮
六七	四b	診候具於令釋也。	診候具放令釋也。	診候具放令釋也。	无
七五	七a				

一三	一一	一〇	一〇	〃	〃	八六	八五	八二	〃	〃	八一	七七	七六		
六 b	七 b	七 b	三 b	九 b	八 a	七 b	八 a	二 b	六 a	一 b	一 b	五 a	九 b		
一端尔也。	三年始用銅錢。	軍旅之役。	聽之。	必可注給之狀及授案。	省以其位記送治部。	式部亦記錄贖守事也。	唯无有本姓文。	因相定也。	說文長六寸。	言。	而每年言内合試一帖三言。	其秀才進士不審文宜別論也。	不審文也。	資人簿之類故。	義解云。謂式部造伴部及
	紀	三年始用銅錢、宜參照續	之、軍防令无			守、東本作等、似是	(ナシ)	因、原作内、今從萩本		(ナシ)					
一端尔也。	(同上)	軍旅之役。	(同上)	必可注給之狀及授案。	省以其位記送治部。	有、或當作給	唯无有本姓文。	内相定也。	說文長六寸。	言。	而每言内合試一帖三言。	其秀才進士不審文宜別論也。	不審文也。	資人簿之類故。	義解云。謂式部造伴部及
	紀	三年始用銅錢、宜參攷續	之、厩牧令无			守、恐當作等	(同上)	有、或當作給			千、原作年、今意改				

資		料	
一四三	四 a	一四四	七 a
爲。律稱。宮內諸門。不立籍禁。		臨時免。役。	
而得。通。內者並是。故也。		然。猶。慮。其。誤。犯。	
每。馬。一。匹。		其。俗。輕。蕩。而。忘。歸。	
不。給。養。		此。所。謂。源。清。流。清。也。	
若。文。稱。職。員。			
可。者。可。與。公。勤。不。怠。			
啓。春。坊。政。			
今。說。占。筮。者。文。所。云。相。是。			
一四六	六 b	一三一	一 a
每。馬。一。匹。		然。猶。慮。其。誤。犯。	
不。給。養。		其。俗。輕。蕩。而。忘。歸。	
若。文。稱。職。員。		此。所。謂。源。清。流。清。也。	
可。者。可。與。公。勤。不。怠。			
啓。春。坊。政。			
今。說。占。筮。者。文。所。云。相。是。			
一六九	九 b	一三八	三 b
若。文。稱。職。員。		其。俗。輕。蕩。而。忘。歸。	
可。者。可。與。公。勤。不。怠。		此。所。謂。源。清。流。清。也。	
啓。春。坊。政。			
今。說。占。筮。者。文。所。云。相。是。			
一七八	八 b	一三九	二 a
若。文。稱。職。員。		爲。律。稱。宮。內。諸。門。不。立。籍。禁。	
可。者。可。與。公。勤。不。怠。		而。得。通。內。者。並。是。故。也。	
啓。春。坊。政。		每。馬。一。匹。	
今。說。占。筮。者。文。所。云。相。是。		不。給。養。	
二一四	九 b	二一八	四 b
今。說。占。筮。者。文。所。云。相。是。		所謂。長。老。亦。必。以。年。耆。形。瘦。鬢。髮。白。空。老。內。無。德。	
一八三	七 a	二七一	三 b
啓。春。坊。政。		謂。子。孫。及。近。親。也。	
今。說。占。筮。者。文。所。云。相。是。			

免、恐當作召

蕩、菽本作薄

流、原作液、據同上改、下同

匹、恐當作人

若、恐當作答  
可、恐當作而  
春、恐當作奏

亦、大智度論作相不二字

(ナシ)

(ナシ)

流、原作液、同上改、下同

(ナシ)

(ナシ)

(ナシ)

四四三	一	四一〇	一 a	四〇五	六 b	三九八	八 a	三八八	五 a	三七九	二 a	三七一	八 b	三六八	一 b	三五六	七 a	二七四	八 a
第十五	令集解卷	復給者。	亦放 <sub>二</sub> 家人奴 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 放附 <sub>二</sub> 戸貫 <sub>一</sub> 。	然則春季解人鬪符雖 <sub>レ</sub> 至。	秋 <sub>二</sub> 季 <sub>一</sub> 以 <sub>レ</sub> 解可 <sub>二</sub> 徵免 <sub>一</sub> 灼然也。	徵 <sub>レ</sub> 物之事。一同 <sub>二</sub> 國司 <sub>一</sub> 者。	然則十一月廿日以後。	然則十一月廿日以後。	謂宮内省所管諸司判 <sub>レ</sub> 部使部	等	餘司。	官人入 <sub>レ</sub> 寺田宅者。	凡國郡之寬狹可 <sub>レ</sub> 付 <sub>レ</sub> 帳不。	仍勒 <sub>二</sub> 實 <sub>一</sub> 本所者。					
		内題。據奥題補					(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)					
		復給者。	亦放 <sub>下</sub> 家人奴 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 放附 <sub>二</sub> 戸貫 <sub>一</sub> 。	然則春季解人鬪符雖 <sub>レ</sub> 至。	秋 <sub>二</sub> 季 <sub>一</sub> 以 <sub>レ</sub> 解可 <sub>二</sub> 徵免 <sub>一</sub> 灼然也。	徵 <sub>レ</sub> 物之事。一同 <sub>二</sub> 國司 <sub>一</sub> 者。	然則十一月廿日以後。	然則十一月廿日以後。	謂宮内省所管諸司判 <sub>レ</sub> 部使部	等	餘司。	官人入 <sub>レ</sub> 寺田宅者。	凡國郡之寬狹可 <sub>レ</sub> 付 <sub>レ</sub> 帳不。	仍勒 <sub>二</sub> 還 <sub>一</sub> 本所者。					
		(同上)							判、恐當作件	字	餘司、萩本此上有非謂二	人、恐衍	還、原作貫、據萩本及捕	亡律逸文改					
		令集解卷第十五、據奥題補							廿、恐當作卅										

四八七	六 a	其別若為 <sub>レ</sub> 答。
四八七	九 b	國造被法若為 <sub>レ</sub> 答。
四八八	九 a	宜 <sub>一</sub> 郡不 <sub>レ</sub> 得 <sub>レ</sub> 併 <sub>レ</sub> 用同姓 <sub>一</sub> 。
五二五	一 a   a	在 <sub>二</sub> 穴記 <sub>一</sub> 。

其別若為 <sub>レ</sub> 答。
國造被法若為 <sub>レ</sub> 答。
宜 <sub>一</sub> 郡不 <sub>レ</sub> 得 <sub>レ</sub> 併 <sub>レ</sub> 用同姓 <sub>一</sub> 。
在 <sub>二</sub> 穴記 <sub>一</sub> 。

〔追記〕

右の作業結果に基づき、蛇足ながら、異同を検出した数を巻別に示しておく。

卷一 目録 (一〜三頁)……………〇

官位令 (三〜二六頁)……………二

卷二 職員令 (二七〜五六頁)……………一二

卷三 同 (五七〜八四頁)……………一〇

卷四 同 (八五〜一二〇頁)……………九

卷五 同 (一二一〜一五〇頁)……………七

卷六 同 (一五一〜一六九頁)……………〇

後宮職員令(一六九〜一八二頁)……………二

東宮職員令(一八二〜一八七頁)……………一

家令職員令(一八八〜一九二頁)……………〇

卷七 神祇令 (一九三〜二〇六頁)……………〇

僧尼令 (二〇六〜二三〇頁)……………二

卷八 同 (二三一〜二五七頁)……………〇

卷九 戸令 (二五九〜二九〇頁)……………二

卷一〇 同 (二九一〜三一六頁)……………〇

卷一一 同 (三一七〜三四四頁)……………〇

卷一二 田令 (三四五〜三八〇頁)……………四

卷一三 賦役令 (三八一〜四二〇頁)……………四

卷一四 同 (四二一〜四四二頁)……………〇

卷一五 学令 (四四三〜四六二頁)……………一

卷一六 選叙令 (四六三〜四八五頁)……………〇

卷一七 同 (四八七〜五一八頁)……………三

繼嗣令 (五一九〜五二七頁)……………一

となり、卷一八以下の本文(五二九〜九七六頁)、附収の逸文(一〜二六頁)および編年索引(一〜一頁)については異同を検出



し得なかった。  
ところで、旧版と新版、さらにそれぞれの普及版の編成を見ると、次のようになる。

旧版	後篇 卷一八 ~ 卷四〇	前篇 卷一 ~ 卷一七		
同・普及版	後篇 卷二四 ~ 卷四〇	中篇 卷二二 ~ 卷二三	前篇 卷一 ~ 卷二一	
新版	後篇 卷一八 ~ 卷四〇	前篇 卷一 ~ 卷一七		
同・普及版	第四 卷三一 ~ 卷四〇	第三 卷一八 ~ 卷三〇	第二 卷一七 ~ 卷九	第一 卷一 ~ 卷八

したがって、今回指摘した異同については、早く刊行された旧版前篇のみを改訂したものといえる。ただし、不鮮明な部分を象徴で起すことに重点を置かれたためか、訓詁法については疑問ある箇所も若干見られる(例、四八七頁六・九aなど)。  
なお、本書の原稿作成の過程については、このほど出版された坂本太郎博士の『古代史の道——考証史学六十年』一四二頁に詳しく述べられており、往時の御苦労を知るにつけても、日

頃、本書を利用して頂いている学恩に深謝する次第である。

(一九八〇・一〇)